

## 質問書に対する回答

調査等名：首都圏中央連絡自動車道 大栄JCT～山武成東IC間諸設備詳細設計

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 別紙-1 設計項目表 施設工事調査等共通仕様書 4-3-1	本業務は施設工事調査等共通仕様書に基づき設計することとなりますが、基礎、支柱等が含まれる設備の設計を進める中で、現地の状況等により基礎形状、支柱形状等が「機械電気通信設備標準設計図集」によりがたいものとなる場合は、施設工事調査等共通仕様書第4-3-1項（適用すべき諸基準）で規定される設計条件に変更が生ずることとなります。この場合の別途要する基礎・支柱の強度計算・構造計算等の費用について、東日本高速道路の他支社発注の施設設計業務においては「別途監督員と協議し設計変更として取り扱うものとする」等、特記仕様書に明記されていることから、本業務においても同様に取扱われるものと判断して宜しいでしょうか。	特記仕様書1-12「業務履行中の変更等」により、設計条件の変更が生じた場合は監督員と協議し、設計変更として取り扱うものとします。